年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1.	今回の	あっ	サイ	海(の概要
	/ 🗀 🗸	ע נטי	' L ' L	/ TT V	ノリルレシ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

6 件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成15年4月は34万円、19年10月から20年1月までは32万円、同年7月 は26万円、21年9月、同年10月、22年6月及び同年7月は24万円に訂正す ることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 9 月、20 年 2 月、同年 3 月、21 年 11 月、22 年 3 月から同年 5 月までの期間及び同年 8 月については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19 年 9 月、20 年 2 月、同年 3 月は 32 万円、21 年 11 月、22 年 3 月から同年 5 月まで及び同年 8 月は 24 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から22年8月まで

申立期間の標準報酬月額が、支給された給与額よりも低い額で記録されていると思うので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 15 年 4 月、19 年 10 月から 20 年 1 月までの期間、同年 7 月、21 年 9 月、同年 10 月、22 年 6 月及び同年 7 月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、26 万円から 36 万円までの標準報酬月額に相当する給与を事業主から支給され、24 万円から 38 万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これ に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成15年4月は34万円、19年10月から20年1月までは32万円、同年7月は26万円、21年9月、同年10月、22年6月及び同年7月は24万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、i) 平成21年11月、22年3月から同年5月までの期間及び同年8月については、給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を、ii)19年9月、20年2月及び同年3月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、当該期間の前後の月の給与明細書により確認できる保険料控除額は標準報酬月額32万円に基づく保険料控除額であることから判断すると、当該期間についても前後の給与明細書と同額の保険料が控除されていたと推認できることから、申立人は、標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間のうち、平成15年4月、19年9月から20年3月までの期間、同年7月、21年9月から同年11月までの期間及び22年3月から同年8月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているものの、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)のいずれもが誤って同一の標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成3年12月、4年7月、同年10月から同年12月までの期間、5年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間、6年2月から同年9月までの期間、同年11月から7年3月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、同年11月、9年1月、同年3月から11年9月までの期間、同年11月から12年9月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月、同年11月、14年1月から同年4月までの期間、同年6月から15年3月までの期間、同年5月から16年2月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、同年11月、17

年2月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から18年8月までの期間、同年10月から19年8月までの期間、20年4月から同年6月までの期間、同年8月から21年8月までの期間及び同年12月から22年2月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成2年7月から3年11月までの期間、4年1月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月、5年1月、同年5月、6年1月、同年10月、7年4月、同年5月、同年9月、同年12月から8年12月までの期間、9年3月、同年4月、同年7月、同年8月、10年2月、11年10月、12年10月から13年4月までの期間、同年9月、同年12月、14年5月、16年3月、同年10月、同年12月、17年1月、同年4月、同年8月及び18年9月については、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社も「平成22年10月以前の関係資料が無く、不明である。」と回答していることから、当該期間における申立人の保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月16日から同年5月1日まで 申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされてい るが、転勤に伴う異動であったことから、引き続きA社に勤務していたのは 間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の被保険者記録並びにB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和44年4月16日に同社D営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和44年5月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が申立てどおりの届出を行っていなかったと手続の誤りを認めていること から、事業主が、A社C営業所における資格取得日を昭和44年5月1日と届 け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料に ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで 申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被 保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳、同社本社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格要失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和58年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで 私の厚生年金保険の被保険者記録は、A社(現在は、C社)本社において、 昭和58年5月31日に資格喪失し、同年6月1日に同社B支店で資格取得と なっていることから、同年5月の1か月については被保険者とはならない記録となっている。

しかし、申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の 被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員台帳、同社からの回答、A社の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和58年5月31日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票の昭和58年6月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知(岐阜)厚生年金 事案 7712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで 申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被 保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社からの回答、申立期間に申立人と同様に同社B支社から同社C支社に異動していることが厚生年金保険被保険者原票により確認できる複数の同僚の証言、及び当該同僚の社会保険関係の資料から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知(静岡)厚生年金 事案 7713

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立期間②のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。 なお、当該期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日(同年9月18日)に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月30日から56年3月1日まで

② 昭和56年4月30日から同年11月1日まで

年金事務所から「厚生年金保険の記録がおかしいのではないか。」との連絡があり、確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間と年金記録とが違っていることに初めて気付いた。

A社の社名がB社に変更されただけで、申立期間①及び②において継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に異動となった記録が認められる同僚は、「A社とB社は関連事業所であり、仕事の内容に変わりはなく、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」旨証言しているとともに、当該同僚から提出された昭和55年12月の給与明細書によると、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和55年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は52年7月*日に設立された法人であり、C社に商号変更した後、平成元年12月*日に解散していることが確認できるとともに、当該期間において、少なくとも5人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、A社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においては、A社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険 厚生年金保険被保険者原票の昭和55年11月の記録から、7万6,000円とする ことが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 A社は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時) に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当 該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間について、A社及びB社の複数の同僚の証言及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日が同年2月1日であることから判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。また、申

立人と同様にA社からB社に異動となった記録が認められる上述の同僚から提出された同年2月の給与明細書によると、当該同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においては、B社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿の昭和56年3月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている 上、商業登記簿謄本によると平成元年12月*日に解散しているため、これを 確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、B社に継続して勤務していたことが認められる。
 - 一方、B社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和56年4月30日)より後の同年9月18日付けで、遡って同年4月30日に訂正されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、昭和56年9月18日付けで、資格喪失日を同年4月30日に遡って訂正された者が66人(申立人含む)、標準報酬月額の減額訂正が行われた者が63人、及び資格取得を取り消された者が8人確認できる。

さらに、B社の商業登記簿謄本によると、同社は、適用事業所でなくなった日(昭和56年4月30日)以後も法人として存続していたことが確認できる上、同社の複数の同僚が、当該日以後も同社に継続して勤務していた旨証言しており、同社が当該日以後も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事

務所が申立人の資格喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る事業所別被保険者名簿の昭和56年3月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

4 申立期間②のうち、昭和56年9月18日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているB社の複数の同僚は、「A社、B社、C社と社名が変わっただけで、社員は同じ条件で雇用され、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

一方、適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、上述のとおり、同社は、当該期間においても適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社の資格喪失日に係る上記 訂正を行った後の昭和56年8月の記録から、7万6,000円とすることが妥当 である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 当該期間において、B社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険 事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業 主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。

愛知国民年金 事案 3553

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から63年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から63年3月まで

② 昭和63年7月から平成元年3月まで

私は、平成元年5月又は同年6月頃に年金住宅融資を利用して住宅を購入しようとした。その際に、国民年金保険料の未納期間があると融資が受けられないことを知り、妻が社会保険事務所(当時)で私の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納であったため、20歳まで遡って納付しないと融資の申込みもできないことが分かった。その後、妻が社会保険事務所で申立期間の保険料として一括で120万円ぐらいを納付した。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、いずれも申立人に係る国民年金加入手続についての記憶は無く、申立人は、妻が平成元年5月又は同年6月頃に申立期間①及び②の保険料を遡って一括で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の手続状況等(オンライン記録)によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和63年3月頃にA市B区で行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した56年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人が主張する申立期間①及び②の保険料を納付したとする時期においては、申立人は、既に国民年金に加入していたものとみられるものの、この保険料を納付したとする時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年1月から62年3月までの保険料は、既に2年の時効が成立しており保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、妻が平成元年5月又は同年6月頃に申立期間①及び②の保険料を、社会保険事務所において遡って一括で120万円ぐらいを納付したとしているところ、遡って納付することができる過年度保険料は18万1,200円となることから、妻が遡って納付したとする金額とは大きくかい離している。

さらに、C機関によると、平成元年度において、D機関(当時)が行っていた住宅資金貸付制度を利用する融資は、住宅融資の申込みを行ったとしている平成元年5月又は同年6月頃において、申立期間①及び②の保険料を全て納付することまでは条件とされていない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3554 (事案 3049 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から62年3月までの国民年金保険料については、免除され、その後、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から62年3月まで

昭和63年頃に同居していた義妹が、私の国民年金の加入手続を行ってくれるとともに、53年7月以降の保険料については、私が病気で働くことができず、家族も多かったため、遡って免除申請をしてくれており、その後も平成元年頃まで保険料を免除してもらっていた。

将来のことを考え、平成元年春頃から、毎月の保険料を納付するようになり、免除を受けていた保険料のうち、時効にかからない昭和 54 年 4 月以降の分についても半年ごとに半年分ずつ追納を始め、平成 11 年頃に 41 万円ぐらいを納付して免除を受けていた保険料の追納を全て終えた。

今回、私が10年以上にわたり申立期間の保険料を追納していたことを知っている郵便局員がいたので、再度、調査・審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和62年10月に行われ、この加入手続の際に、被保険者資格取得日を53年4月1日に遡る事務処理が行われたとみられるところ、同市によると、当時、免除の始期の取扱いを「申請のあった日の属する月前における直近の基準月」としていたとしていることから、上記の加入手続時点において、遡って免除承認を受けることはできず、免除承認を受けていない申立期間の保険料を追納することはできないこと、ii)オンライン記録及び同市の国民年金情報検索システムにおいて、申立期間の保険料が免除及び追納されていた形跡は見当たらないこと、iii)申立人は、平成元年春から申立期間に係る保険料を半年ごとに半年分ずつ追納を始め、11年頃に41万円を

納付して免除承認を受けていた保険料の追納を全て終えたとしているところ、オンライン記録によると、昭和 62 年 10 月から平成 5 年 3 月までの期間が当初免除期間とされ、昭和 62 年 10 月から平成 2 年 5 月までの保険料が 4 年 12 月から 8 年 11 月にかけて 10 回にわたり追納されるとともに、残る 2 年 6 月から 5 年 3 月までの保険料 44 万 2, 640 円が 12 年 3 月及び同年 8 月に追納されていることが確認でき、これらの追納に係る記憶と混同しているものと考えられることなどから、既に、当委員会の決定に基づく 23 年 8 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、自身が平成元年から 10 年以上にわたって申立期間の保険料をB郵便局で追納したことを知っている郵便局員がいたので、再度、調査・審議してほしいとしているところ、当該職員については、申立人が追納を行っていたとする期間の一部の期間において同郵便局に在籍していたものの、上記のとおり、申立期間の保険料は免除承認されていないため、制度上、保険料を追納することはできないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めるには足りず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除され、その後、追納していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3555

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年2月まで

私は、仕事を退職した際は、期間が空かないように、すぐに市役所で国民 年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間について、国 民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を退職した際は、期間が空かないように自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、申立期間に納付したとする保険料額については覚えていないとしており、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続については、退職後、すぐに市役所で行ったとしているものの、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の同年3月に国民年金被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられ、このことは申立人が所持する年金手帳に申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記載が無いこととも符合する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。